平成２０年（フ）第３０１７号
東京都新宿区西新宿１丁目19番６号
破産者　株式会社トライパス
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第３０１８号
東京都新宿区西新宿１丁目19番６号
破産者　株式会社育英新社
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２５号
岡山県和気郡和気町小坂925番地２
破産者　坂本　　巖
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５号
鹿児島県鹿屋市田崎町2812番地１
破産者　株式会社川畠組
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１１７号
釧路市豊川町16番21号
破産者　有限会社ペイント工房
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成１９年（フ）第６４１号
青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字四本松110番地の２
破産者　栗林工業株式会社
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６９号
青森市本町２丁目５番13号
破産者　有限会社うな勢
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７８号
秋田県大仙市長野字高畑７番地
破産者　睦建設株式会社
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第２１７号
千葉県山武郡大網白里町長国10番地19
破産者　有限会社ホームコレクト
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第９２５号
東京都府中市西府町５丁目13番地の４ハウスピュア102
破産者　本郷　　功
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９２６号
東京都府中市西府町５丁目13番地の４ハウスピュア102
破産者　本郷　愛美（旧姓成木）
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第２９３３号
横浜市保土ケ谷区坂本町155番地
破産者　有限会社佐藤舗装
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６７０号
横浜市西区浅間町４丁目338番地２
破産者　有限会社絵夢企画
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２９号
岐阜市桜通４丁目１番地
破産者　株式会社エッチエーテレコム
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３３０号
岐阜市桜通４丁目１番地
破産者　株式会社マイクロファーム
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３３１号
岐阜市本荘中ノ町７丁目35番地１
破産者　和田　浅治
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１４４号
兵庫県篠山市味間南山の口300番地の５
破産者　株式会社グリーンウェイズ
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第４１号
鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1890番地４
破産者　有限会社福栄工業
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２０年（フ）第４７号
鳥取県米子市奈喜良225番地
破産者　有限会社林谷建装
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２４９号
岡山市北区辰巳26番地の102
破産者　株式会社共翔
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６１９号
岡山市北区白石250番地の１
破産者　有限会社山富産業
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６２０号
岡山市南区海岸通２丁目１番39―11号
破産者　有限会社三友商事
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１６８号
大分県宇佐市大字下庄1206番地の１
破産者　有限会社豊国工業
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係